

## 被扶養者の国内居住要件に係るQ&A（健保連版）

「被扶養者の国内居住要件等について」（令和元年11月13日付厚生労働省保険局保険課長通知）が発出され、具体的な取扱い及びQ&Aが示されたところです。

各組合が適正に対応いただくため、本会としても下記の通りQ&Aを作成しました。

実務にあたっての参考としていただくよう、お願いします。

なお、この取扱いの内容は、厚生労働省保険局と協議済みであることを申し添えます。

### 用語の定義

新健保則： 改正省令による改正後の健康保険法施行規則

1号該当者： 外国において留学をする学生

2号該当者： 外国に赴任する被保険者に同行する者

3号該当者： 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

4号該当者： 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、  
2号該当者と同等と認められるもの

5号該当者： 1号から4号までに該当するもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に  
生活の基礎があると認められる者

### Q&A（健保連版）

#### Q1

今般の法改正等により、平成30年3月22日に発出された通知「海外に在住し日本国内に住所を有さない被扶養者の認定事務について」は改訂されるのでしょうか。

当該通知については、新健保則施行前までに改訂等される予定です。

#### Q2

保険者においてマイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの機構保存本人確認情報の提供により当該認定対象者に係る住所情報を確認できる場合は、添付を省略して差し支えないこととされていますが、全て確認する必要はないという理解で良いのでしょうか。

個人番号による情報連携等を行うことにより住所情報の確認が可能である場合というのは、マイナンバーを適正に取得・登録し、情報連携等が可能となる状態とすることをいい、全件照会することを義務付けるものではありません。保険者において適切な資格適用及び管理をお願いします。

## Q3

医療滞在ビザ等の適用除外要件に該当するかどうかの確認は、どこまでの確認を要するのでしょうか。

適用除外要件の確認について、適用除外要件に該当するか否かの確認方法、及び確認するための書類等を求めるか否か(求める場合は、何を求めるか)は、各保険者の判断により運用していただくこととなります。各保険者において適切な資格適用及び管理をお願いします。

(参考)

「在留資格」は、在留カード又は旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されています。「特定活動」という在留資格が記載されている場合、通常はパスポートに特定活動の内容が書かれた「指定書」がホチキスで留められています。

## Q4

保険者は、施行日前において、事業主を経由して被保険者に対して、現に海外に在住する被扶養者に係る健康保険被扶養者(異動)届(国内居住要件の例外に該当する旨の確認又は該当しないこと等による認定の削除に関するもの)の提出を求めることとされていますが、必ずしも異動届によらずとも、検認・調査への回答における「その旨」の記載で差し支えないでしょうか。

国内居住要件の例外に該当する旨の届出は必要ですが、保険者において令和2年4月1日時点の被扶養者の情報を適切に管理することが記載の趣旨であるため、届出の形式は問いません。

## Q5

国内居住要件の例外に該当することを証する書類等は、検認・調査においても確認しなければならないのでしょうか。

通知は、認定の際に添付書類等により確認することを求めるものであり、検認・調査においては、従来どおり、実態に応じた各保険者の判断による適切な運用をお願いします。

Q6

「日本国内に生活の基礎がある」とはどういうことでしょうか。

これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる場合、日本国内に生活の基礎があると判断することになります。

具体的には、「渡航目的が就労でないこと」「渡航が一時的であること(ビザに有効期限があること)」が基本となります。

4号該当者等、日本から渡航した履歴のない者の場合、例えば、その後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているのであれば、日本国内に生活の基礎があると判断します。

Q7

就労を目的とした渡航ではないが、実際に海外で就労している場合は、就労の程度にかかわらず、国内居住要件の例外としては認められないのか。

海外で就労している場合、原則として国内居住要件の例外には該当しないこととなりますが、例えば、留学生の滞在費用を補うためのアルバイトなど、本来の在留活動が妨げられない範囲の付随的な就労であると認められる場合はこの限りではありません。

Q8

当初、国内居住要件の例外に該当することが確認できたため、被扶養者として認定していた者が、予定の変更等があり国内居住要件の例外に該当しないこととなった場合、どのタイミングで被扶養者削除とすべきでしょうか。

例：留学のため国内居住要件の例外とされていた者が、そのまま現地で就職した場合  
海外赴任中に婚姻した配偶者を被扶養者としたが、配偶者について日本で生活する予定がなくなった場合

原則として、例外に該当しなくなった時点で削除することとなります。

### Q9

被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、本人が就労している等で、被保険者との生計維持関係が認められない場合、「国内居住要件の例外」にそもそも該当しないこととなるのか。その場合、退職等で生計維持関係が発生した時点で国内居住要件の例外に該当することになるのか。

原則として、以下のとおりとなります。

ア: 就労している場合: 国内居住要件の例外に該当しない

イ: 就労以外の方法で自身で(あるいは被保険者以外の親族からの経済的援助等で)生計維持している場合: 国内居住要件の例外には該当するが、生計維持関係がないので被扶養者とはならない

### Q10

3ヶ月を超える滞在のため住民票がありますので、原則として国内居住要件は満たしますが、今までの居住実態・滞在目的・実際の滞在予定期間等により、一時的な滞在与判断され、主として被保険者により生計を維持されているとは認めがたい場合は、生計維持関係が認められないものと判断して差し支えないでしょうか。

差し支えありません。

国内居住要件と生計維持要件は別の要件であり、それぞれ満たす必要があります。

### Q11

被保険者は国内居住かつ国内で就業中ですが、被扶養者(配偶者)が里帰り出産等で海外において出産する場合、配偶者と産まれた子(来日前)の取扱いはどうなるのでしょうか。住民票を抜かない場合と抜く場合、両方の取扱いを教えてください。

原則として、以下の取扱いとなると考えます。

【配偶者が住民票を抜かない場合】

- ・配偶者: 国内居住要件を満たしている
- ・子 : 出生時から省令の5号該当者として認定可能

【配偶者が住民票を抜く場合】

- ・配偶者: 国内居住要件を満たさない
- ・子 : 国内居住要件を満たさない

ただし、海外での居住が一時的であり、その後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

## Q12

外国人被扶養者が、就学のために母国に渡航した場合、例外要件の「外国において留学をする学生」に該当するのでしょうか。

新健保則における外国とは日本以外の国を指すため、留学終了後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

なお、母国への渡航ではビザが発給されないため、「外国において留学をする学生」であることを学生証等により確認することとなります。

## Q13

日本の適用事業所に雇用された外国人被保険者が、母国に赴任することとなり、家族を帯同した（家族も母国に渡航した）場合、例外要件の「外国に赴任する被保険者に同行する者」に該当するのでしょうか。

新健保則における外国とは日本以外の国を指すため、被保険者の海外赴任終了後「日本人の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

なお、母国への渡航ではビザが発給されないため、「外国に赴任する被保険者に同行する者」であることについては、被保険者に対する海外赴任辞令等により確認することとなります。

## Q14

日本人が外国に居住・滞在するために取得するビザの種類や要件、取得方法について一覧表で確認できるものはあるのでしょうか。

日本国籍の方が海外へ渡航する際のビザについては、渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もあるため、一覧表等は示されておらず、個別実態に合わせて対応いただくこととなります。

なお、確認にあたっては、被保険者本人に対してビザの内容について説明を求めるほか、ビザの基礎的な情報については、日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館のHP等を参考とするようにしていただくようお願いします。

## Q15

外国人が日本に居住・滞在するために取得するビザの種類や要件、取得方法はどのように確認すればよいのでしょうか。

日本国に入国する海外籍の方へのビザの申請方法や手続きは、以下の出入国在留管理庁外務省のホームページなどをご参考にして頂くこととなります。

・ビザの申請方法など(出入国在留管理庁HP)

[http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html#sec\\_02](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html#sec_02)

・出入国管理のしおり(出入国在留管理庁パンフレット)

[http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/pdf/pamphlet\\_2019\\_ja.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/pdf/pamphlet_2019_ja.pdf)